みやぎ「夢・復興」ジュニアスポーツパワーアップ事業

実施団体 募集 要項

- ・みやぎジュニアトップアスリートアカデミー
- ・スポーツ体験会



公益財団法人宮城県スポーツ協会

\bigcirc	令和 4 年度実施要項(仮)
	・みやぎジュニアトップアスリートアカデミー・・・・・・・・P1
	・スポーツ体験会・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
\bigcirc	募集要項・・・・・・・ P3~P6
【参	参考資料】
\bigcirc	令和 3 年度スポーツ選手強化対策事業補助金の手引き(一部抜粋)
	・補助対象経費と運用実例及び支出の証明方法・・・・・・・・P7~P9
	・自家用車使用補助対象額・・・・・・・・・・・・ P 1 0
	・一般交通機関利用補助対象額・・・・・・・・・・・・ Р 1 1

みやぎ「夢・復興」ジュニアスポーツパワーアップ事業 令和4年度 みやぎジュニアトップアスリートアカデミー 実施要項(案)

1 目的 復興に向かう県民の夢や希望を広げる一助となるよう、本県の子どもたちをスポーツや運動を とおして元気づけるとともに、将来、日本を代表するトップアスリートを目指す子どもたちの発 掘・育成に取り組む。

> そのため、身体能力を高めるトレーニングやスポーツに関する知識や考え方等を学習するとと もに、様々な競技を体験させ、個々の資質・能力など特長に合った競技選択の支援を行い、人間 性を高め、みやぎの将来を担うリーダーとしての自覚を育むもの。

- 2 主催 公益財団法人宮城県スポーツ協会
- 3 後援 宮城県・宮城県教育委員会、仙台市教育委員会、 独立行政法人日本スポーツ振興センター
- 4 協力 公益財団法人日本オリンピック委員会、仙台大学、宮城県内の各競技団体
- 5 期間 令和4年4月1日(金)~令和5年3月31日(金)
- 6 場所 県内の体育・スポーツ施設
- 7 対象 小学5年生~中学2年生
 - ※選考測定会を通過した各学年30名(男女各15名)
- 8 内容 1) 育成プログラム(全アカデミー生対象)

専門知識を持った指導者の下、将来トップアスリートになるために必要な思考方法やメンタル、食事、トレーニング方法等の研修をはじめ、基礎的な運動能力を向上させるための非競技特化型のプログラムを提供する

- ・身体能力育成プログラム
- ・知的能力開発プログラム
- ・食育プログラム
- ・保護者プログラム
- 2) 競技体験プログラム(小学5年生のアカデミー生対象) 入講1年目に様々な競技を体験し、その競技の特性を学ぶことにより、自らが今後続けていく 競技適性を見極める。
- 3) 競技選択プログラム(小学6年生~中学2年生のアカデミー生対象) 入講2年目以降に、自分の興味・関心・適性のある種目を1~3競技程度選択し、各競技団体が定める練習に参加し専門的な指導者の下トレーニングを行い、競技の専門家を図る。
- 4) 研修プログラム (全アカデミー生対象)

様々な研修を実施し、トップアスリートになるために必要なスキルや人間力を身に着ける。

みやぎ「夢・復興」ジュニアスポーツパワーアップ事業 令和4年度 スポーツ体験会 実施要項(案)

1 目 的 ①スポーツタレントの発掘(トップアスリートの育成)

②各競技団体における登録者数の増加 (スポーツへの誘い)

③他競技体験するジュニア世代の増加 (競技転向の推奨)

2 主 催 公益財団法人宮城県スポーツ協会

3 主 管 本協会加盟競技団体

5 期 間 令和4年4月1日(金)~令和5年3月31日(金)

※各競技で年1回開催

5 場 所 県内各地の体育・スポーツ施設

6 対 象 県内の未就学児及び児童、生徒

7 参加費 無料

8 申込方法 宮城県スポーツ協会ホームページからのオンライン申込

7 内 容 各競技団体において「競技の魅力」を伝える内容を企画・立案し運営する。

また、タレント発掘の観点から、他の競技団体による積極的な「勧誘」を可能とする。

1 募集内容

(1) 事 業 名:①みやぎジュニアトップアスリートアカデミー (競技体験プログラム・競技選択プログラム)

②スポーツ体験会

- (2) 事業期間: 令和4年4月1日~令和6年3月31日(2年間)
- (3) 選考団体数:審査により決定

2 応募資格

- (1) みやぎジュニアトップアスリートアカデミー
 - 1) 応募対象

本協会加盟競技団体(国体正式競技団体またはオリンピック正式競技団体)

2) 応募条件

宮城県スポーツ協会の定めるプログラム(競技体験プログラム及び競技選択プログラム)の実施が可能であり、尚且つ、以下の要件を満たすこと。

- ①競技体験プログラム
- ・対象学年である小学5年生に対し、プログラムの実施が可能であること。
- ・年1回の開催が可能であること。
- ・会場および指導者を自ら手配することが可能であること。
- ・参加者の競技適性を評価することが可能であること。
- ・競技選択者(小学6年~中学2年生)が活動可能な団体・クラブチーム等があること。
- ②競技選択プログラム
 - ・対象学年である小学 6 年生及び中学 1 年生、中学 2 年生の受け入れ及びプログラムの実施が可能であること。
- ・年間を通じてプログラムの実施が可能であること。 ※競技特性により、実施可能時期が限られる場合は、考慮いたします。
- ・各クールで最低 $3 \sim 4$ 回ずつ(年間 10 回以上)はプログラムの実施が可能であること。 ※第 1 クール:5 月 ~ 7 月、第 2 クール:8 月 ~ 1 0 月、第 3 クール:1 1 月 ~ 2 月
- ・会場および指導者を自ら手配することが可能であること。
- ・参加者の競技適性を評価することが可能であること。
- ・アカデミー修了後(中学3年生以降)に、アスリートパスウェイにより競技を選択した者が 活動可能な団体またはクラブチーム等があること。

③その他

- ・アカデミー活動期間(小学5年~中学2年生)に必要な競技用品を手配できること。 ※補助金要項の範囲内で購入する場合も可とする。
- ・事業の実施及びアスリートパスウェイにあたっては、中央競技団体と連携ができることが望ましい。

(2) スポーツ体験会

1) 応募対象

本協会加盟競技団体(国体正式競技団体またはオリンピック正式競技団体)

- 2) 応募条件
 - ・年1回の開催が可能であること。
 - ・会場および指導スタッフの手配が自ら可能であること。
 - ・参加者の競技適性の評価が可能であること。
 - ・体験会開催後に、継続して競技を続けることを希望する者がいた場合に受け入れ可能な団体・ クラブチーム等があること。

3 補助金及び事業対象経費

- (1)補助金額について
 - ①みやぎジュニアトップアスリートアカデミー 150,000円程度

【内訳】競技体験プログラム:50、000円程度、競技選択プログラム:100、000円程度

②スポーツ体験会 50,000円程度

※別途審査により、施設使用料等の事業実施に係る経費を追加計上する場合があります。

(2)対象経費について

事業の実施に当たっては、以下にかかる費用を補助金の対象とする。

補助対象経費	内容	補助対象経費
みやぎジュニア		諸謝金
トップアスリートアカデミー	ジュニア期の選手発掘・育成を目的と	交通費
	,,, ,_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	宿泊費
スポーツ体験会	した事業	競技用消耗品
		使用料・賃借料

※金額や支出証明方法については、「スポーツ選手強化対策事業補助金の手引」に則り適切に処理を行う こと。

※諸謝金については、管轄をする税務署の指示に従い源泉税を納めること。

※領収書の宛名は各競技団体名とすること。

4 審査基準

(1)選定について

宮城県スポーツ協会が事業計画書の内容及びヒアリングの実施により、審査を行い、総合的に判断し実施する競技団体を決定する。

【審査について】

No	審査項目	内 容	
1	事業計画の内容	事業目標、事業の計画性、パスウェイ	
2	ヒアリングの内容	担当者への現状等の聞き取り	

(2) ヒアリングについて

日程については、ヒアリング日程調査を基に別途通知する。

【実施日時】令和4年3月8日(火)~3月16日(水)

【実施場所】セントラルスポーツ宮城 G21プール 会議室

【実施時間】20分程度

【出席者】2名以内

(3) 審査後の流れについて

審査結果については、ヒアリングに参加した競技団体に対し、文書により通知する。

(4)辞退について

応募申請書または決定通知後に競技団体が辞退した場合。

- (5) 失格について
 - ①応募申請書、事業計画書の提出が期限に遅れた場合。
 - ②競技団体ヒアリングに参加しなかった場合。
- 5 スケジュール (予定)

令和4年2月5日(土) 事業説明会

令和4年2月10日(木) 質問書締め切り

令和4年2月15日(火) 質問回答

令和4年2月21日(月) 応募申請書締め切り

令和4年3月3日(木) 事業計画書締め切り

令和4年3月8日(火) 競技団体ヒアリング

~3月16日(水)

令和4年3月22日(火) 審査結果通知

6 質問書及び回答

(1) 質問書について

提出書類:質問書(様式1号)

提出方法:電子メール

受付期間:令和4年2月6日(日)~2月10日(木)12時まで

回答予定:令和4年2月15日(火)※メール施行

7 各種申請書類

(1) 応募申請書について

提出書類:①応募申請書

②ヒアリング日程調査

提出方法:宮城県スポーツ協会事務局へ郵送または持参すること

提出期限:令和4年2月21日(月)12時 必着

(2) 事業計画書について

提出書類:①事業計画書

②事業収支予算書

③その他必要書類(利用料金表等の根拠書類)

提出方法:電子メール

提出期限:令和4年3月3日(木)

8 問い合わせ先

公益財団法人宮城県スポーツ協会

住所:〒981-0122 宮城郡利府町菅谷字館 40-1 TEL: 022-349-9655 (平日8:30~17:15)

E-mail: m-sports@mspf.jp

担当部署:スポーツ推進部 ジュニアスポーツ課

【交通費】

【父』	通費】 運用実例	支出の証明方法	
	一般交通機関について	文田の証の力な	
_	公共交通機関利用料金往復分とする。上限金額は1日1人当たり 3,000円	「県内交通費受領書」	
	自家用自動車使用について	該当欄に、参加者に自筆で署名押印	
県内	別紙指定様式に総距離の概数(小数点以下は切捨て)を申告、これを基にkm当たり20円の車賃を乗じて算出す		
rı	る。(同一市町村内の移動も同様とする。上限金額は1日1台当たり 3,000円) 自家用自動車の便乗者には交通費の支給を要しない。		
	自家用自動車の関係者には交通負の文輪を安しない。 有料道路利用について		
	有料道路を利用することが通常経路である場合に限りその料金を対象とする。 (一日上限金額の他に補助充当を認め	道路管理者発行の領収書	
	3.)	ETC 支払証明書を台紙に添付	
	一般交通機関について	「県外交通費受領書」	
	仙台市を起点に移動する、都道府県の県庁所在地までのIR料金を上限とし、公共交通機関利用料金往復分とする。	該当欄に,参加者に自筆で署名押印	
	ただし、学生、生徒については学割料金、小学生以下は小児料金とする。	または、交通機関又は旅行代理店が発行する領収書を台紙	
		に添付	
	一般交通機関利用時の現地交通費について	「旧加大洛弗英绍士」	
	現地交通費として1人1日につき1,000円を上限として認める(一般交通機関利用を原則とするが,競技の特殊 性及び会場地の立地条件等によりタクシー及びレンタカーの使用も認める)。	「県外交通費受領書」	
	①一般交通機関(JR・私鉄・バス等)利用の場合	該当欄に、参加者に自筆で署名押印	
	②タクシー利用の場合	領収書を台紙に添付	
	《例》 1 台のタクシーに 4 名乗車した場合は、 4 、 0 0 0 円まで利用可。それを超えた場合は参加者負担とする。	乗車した参加者名を台紙に記入	
	③レンタカー利用の場合	所 h 払)、要求以及仁十ヶ岳市寺 /中で ジハェッナ へ	
	借り上げ台数は、自家用自動車使用の算出方法による。補助対象の上限は、乗車人数×1、000円とし、上限内	取り扱い業者が発行する領収書(明細が分かるもの) ガソリン代の領収書を台紙に添付	
	でのガソリン代も認める。上限を超えた場合は参加者負担とする。	ガノグン人の関係者で自動に部門	
	自家用自動車使用について		
	一般交通機関利用を原則とするが、競技の特殊性により自家用自動車使用も認める。		
	仙台市〜県庁所在地までのJR運行区間の最短営業距離数に32円の車賃を乗じて算出する。 「自家用車使用補助対象額表参照」	県外交通費(自家用自動車使用簿)	
	車両数は種別ごとに算出し、原則定員の半分以上の人数が乗車するよう配車すること。※指導者・選手以外の運転者	該当欄に,運転者に自筆で署名押印	
	は対象外とする。	または、インターネットバンキング等による振込明細を印	
	〈計算例〉	刷したものを添付する。ただし、振込手数料は補助対象外	
	選手・監督12人が茨城県まで自家用自動車を利用する場合、2.5を分母として小数点以下は切り捨てて求める。	とする。	
	1 2 ÷ 2.5 = 4.8 ≠ 4 台 対象経費 1 台 1 5, 6 8 0 円×4 台 = 6 2, 7 2 0 円		
	有料道路利用及び駐車料金について	道路管理者発行の領収書	
	有料道路を利用することが通常経路である場合に限りその料金を対象とする。	ETC 支払証明書	
	利用宿泊施設等において駐車料金を徴収する場合に限り、駐車料金を対象とする。 レンタカー借り上げについて	宿泊施設発行の駐車料金領収書を台紙に添付	
	世ンタガー信り上げたづい C 借り上げ合数は、自家用自動車使用の算出方法による。		
県外	補助対象の上限は、借上料の実費、又は上記で算出した自家用自動車使用の交通費のいずれか少ない額とする。対象		
グト	額上限内でのガソリン代も認める。	取り扱い業者が発行する領収書(明細が分かるもの)	
	《計算例》	ガソリン代の領収書(対象額上限内での利用可)	
	選手・指導者16人が福島県まで小型バスをレンタルした場合、2.5を分母として小数点以下は切り捨てて求め		
	ప .		
	16÷2.5=6.4≠6台分 対象経費 1台分5,056円×6台分=30,336円		
	公的機関・学校等所有のマイクロバス借用について 自家用自動車使用に準じる。	自家用自動車使用に準じる。	
	なお、謝礼、心づけの類は補助対象外とする。	日本川日朔千戊川で干しる。	
	運転手付き貸切バス借り上げについて		
	補助対象の上限は、公共交通機関利用往復分のいずれか少ない額とする。(一般交通費機関利用補助対象額表参照)	取り扱い業者が発行する領収書(明細が分かるもの)	
	乗務員に係る宿泊費は補助対象とする。取り扱い業者が発行する領収書に記載し、交通費として計上する。		
	県外の招待チームの交通費について		
	基本的に県内選手が遠征する場合と同様とする。ただし、貸切バス、レンタカー利用の場合は、債権者の請求書に基	上記に記載されている運用実例,証明方法に準じる。	
	づき、主催者(競技団体)が直接支払を行なうこと。		
	海外遠征について	 取り扱い業者が発行する領収書	
	目的国までの往復航空運賃及び国内交通費を対象とする。 空港使用料, 搭乗者保険料等は含まない。	・4ヘノ以び、木日ルブに11メの限収官	
	自家用自動車を使用してフェリーを利用した場合について		
	フェリー料金を含め全て補助対象とする。		
	自家用自動車使用については、フェリーを降りた市町村から県庁所在地までの JR 運行区間に 3 2 円を乗じた車賃の合		
	計。(県庁所在地を基準)		
	有料道路通行料は別に対象とする。	 取り扱い業者が発行する領収書	
	例1:フェリー航路 仙台-苫小牧間(往復)の場合 フェリー料金全額		
	車賃 苫小牧一札幌 JR 運行区間×32円 4,544円(142km)		
	例2:フェリー航路 青森 - 函館間 フェリー料金全額 仙台 - 青森 24,064円(交通費一覧による)		
	函館 - 札幌 JR 運行区間×32円 20,384円 (637km)		
	The same section of the sa	I .	

【交通費】 (次項続き)

	運用実例	支出の証明方法
補助対	対象について	
	基本的に、監督(コーチ含む)・選手以外は補助対象外となるが、事業によっては講師等が対象となるので確認するこ	
	と。	
東北約	総体,国体期間中の支援コーチについて	自家用自動車使用の運用実例、証明方法に準じる。
	対象となる支援コーチの人数は、それぞれの大会で3名までとする。	車両数は、定員の半分以上の人数が乗車するよう配車する
	東北総体は、国体ブロック予選の競技・種目に限る。	こと。

【宿泊費】

運用実例	支出の証明方法	
1泊2食(夕食,朝食)付きの宿泊費について(上限額10,000円)	宿泊施設等管理者または, 取り扱い業者が発行する, 電	
補助対象宿泊費の上限額を超える場合であっても、実際の支払額による領収書とする。	算処理された領収書	
一泊の宿泊料が上限額の10、000円を超過しないこと。宿泊総数で平均して、上限額を超えなければよいというも	明細として「宿泊精算確認書」を利用することができる。	
のではない。		
限度額内であれば、入湯税も認める。		
夕食、朝食を宿泊施設で摂食できずに、外食した場合等について		
夕食1,500円,朝食800円を上限とした実費とする。ただし,宿泊費の上限額10,000円を超えないこと。	領収書(単価・数量を明記)又はレシート(単価・数量明	
アルコール類、菓子類の計上は認めない。	記のもの)	
宿泊施設で摂食できない理由(月日、人数、参加者全員でない場合はその対象者氏名)を領収書台紙余白に明記するこ		
٤.		
※グランディ21合宿所利用の特例		
グランディ21合宿所の食堂は外食とは見なさない。リフレッシュプラザの食事代金		
(朝食・夕食) はすべて宿泊費と見なす。		
学校、企業の合宿所利用について	領収書は施設管理者の発行するものとし、光熱水費及び使	
	用料等明細書を求めること。	
謝礼は補助対象外とする。	夕食・朝食の提供を受けた場合はその単価、数量を明記さ	
	せること。	
宿泊用具の借上げについて	取り扱い業者が発行する領収書	
貸布団、シーツ代の賃借料は宿泊費とすることができる。	水り坂で未省が売日する原収音	
東北総体、国体期間中の支援コーチについて		
支援コーチの人数は必要最小限とし、それぞれの大会で3名までとする。	監督・選手と同様	
東北総体は、国体ブロック予選の競技・種目に限る。		
県外の招待チームについて		
県内選手が遠征する場合と同様とする。	上記に記載されている運用実例,証明方法に準じる。	
手配,支払を主催者(競技団体)が行なうこと。		
海外遠征について	取り扱い業者が発行する領収書	
国内宿泊費及び海外での宿泊費(上限10、000円)を補助対象とする。	4以り以い未日が光1] 9 る関収音	
他県チームとの合同合宿等における証憑類について	•	

原則として、本県チームあての取扱業者等が発行する電算処理された領収書を添付する。(明細が分かるもの)

前述の証憑類の取得が困難な場合は、主催者が取扱業者等へ支払った総額の領収書の写しと、本県チーム負担分の領収書及び当該事業の全参加者数がわかる資料を添付する。

旅行代理店発行の宿泊料の領収書について (パック料金の取り扱い)

クーポンを受領した場合やパック料金の場合で、宿泊施設の領収書を徴することが困難であるときは、その旨明記し、旅行代理店発行領収書を添付すること。また、パック料金で交通 費と宿泊費の内訳が分からない場合は、様式第2号と第6号に記載するとき、参加人数に別紙「一般交通機関補助対象額」を乗じ、残額が発生した場合は、その残額を宿泊費に記載す ること。なお、パック料金が通常の交通費より安い場合は、その金額を補助対象上限とし、宿泊費の記載の必要はないものとする。

補助対象について

基本的には監督(コーチ含む)・選手以外は補助対象外となるが、事業によっては講師等が対象となるので確認すること。貸切バス乗務員の宿泊費に関しては、補助対象とするが、交通費に計上すること。

【競技用消耗品】

運用実例	支出の証明方法		
競技用消耗品費に充当することができる事業の交付決定額の30%を上限とし、競技用消耗品費を、以下の条件で認める。			
(ライフル射撃競技・クレー射撃競技には、2は適用しない。)			
1 単価が50,000円未満のもので,競技団体独自で使用するものに限る。			
2 交付決定額の30%を上限とする。	購入店の発行する品名及び個数が記載された領収書		
3 個人に帰属するもの(シューズ・ユニフォーム等)は認めない。	期へ后の来11 g る m 石及び 画数が 記載された 関収音		
4 事業実施に係るPCRキット代等は認める。病院等でのPCR検査代やアルコール等の感染対策消耗品は認めない。			
5 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費(マスク,手指消毒剤等。ただし,必要最低限の数量及び当該年度で消費し備品			
としたいこと)			

【使用料・賃借料】

運用実例	支出の証明方法	
会場使用料は使用料金の定めのある施設に限る。	会場管理者の発行する明細が記載された領収書及び使用許	
(「会場使用謝礼」、「心付け」の類、駐車場使用料は補助対象外とする。)	可証の添付	

【諸謝金】

運用実例	支出の証明方法
事業の中心となって指導に当たる講師、帯同医、帯同トレーナーやトップアスリートに対して以下の基準で認める(複数可) 《講師謝金 基準》 県内講師 : 1回につき5,000円を上限とする。 県外講師 : 1時間当たり7,000円を上限とし、指導時間を乗じた金額とする。 帯同医 : 1日当たり10,000円を上限とする。 帯同トレーナー : 1日当たり10,000円を上限とする。 ただし、単なる引率や運営スタッフへの謝礼等は補助対象外とする。	支出の証明方法 「講師謝金受領書」 該当欄に、講師自筆で署名押印 または、インターネットバンキング等による振込明細を印刷したものを添付する。ただし、振込手数料は補助対象外とする。
以下は女子強化事業・短期特別強化事業のみ対象 トップアスリート : 1日当たり100,000円を上限とする。 トップアスリート (マネジメント会社等を通じて依頼する場合) : 1日当たり200,000円を上限とする。 ※ここでいうトップアスリートとは、(元)日本代表選手・監督・コーチや、(元)プロスポーツ選手・監督・コーチ相当の人物。	※ 源泉徴収については、源泉徴収所得税法を遵守のうえ、所轄税務署の指導・助言に基づき所得税の源泉徴収処理を行うこと。

【参考資料】

自家用車使用補助対象額 (令和3年4月現在)

公益財団法人宮城県スポーツ協会事務局作成

No.	都道府県名	片道距離	経由	往復距離	交通費
1	北海道	855.2	八戸,函館	1,710	54,720
2	青森県	376.1		752	24,064
3	岩手県	183.5		367	11,744
4	宮城県				
5	秋田県	267.2	北上,横手	534	17,088
6	山形県	62.8		125	4,000
7	福島県	79.0		158	5,056
8	茨城県	245.4		490	15,680
9	栃木県	242.3		484	15,488
10	群馬県	353.1	小山	706	22,592
11	埼玉県	327.6		655	20,960
12	千葉県	372.9	土浦,柏	745	23,840
13	東京都	351.8		703	22,496
14	神奈川県	380.6		761	24,352
15	山梨県	485.9		971	31,072
16	新潟県	249.8	山形, 米沢	499	15,968
17	富山県	503.9	山形, 新潟	1,007	32,224
18	石川県	563.3	山形,新潟 富山	1,126	36,032
19	福井県	640.0	山形,新潟 富山	1,280	40,960
20	長野県	461.1	山形, 新潟	922	29,504
21	岐阜県	748.1		1,496	47,872
22	静岡県	532.0	1,064		34,048
23	愛知県	717.8	1,435		45,920
24	三重県	717.8		1,435	45,920

ム無別団仏八古機ポハホーノ 励云事切向下M					
No.	都道府県名	片道距離	経由	往復距離	交通費
25	滋賀県	797.6	新潟,富山	1,595	51,040
26	京都府	788.1	新潟,富山	1,576	50,432
27	大阪府	830.9	新潟,富山	1,661	53,152
28	兵庫県	864.0	新潟,富山, 大阪	1,728	55,296
29	奈良県	829.8	新潟,富山, 京都	1,659	53,088
30	和歌山県	903.2	新潟,富山, 大阪	1,806	57,792
31	鳥取県	1,041.6	新潟,富山, 京都	2,083	66,656
32	島根県	1,195.4	新潟,富山, 京都,岡山	2,390	76,480
33	岡山県	1,007.4	新潟,富山, 京都	2,014	64,448
34	広島県	1,168.7	新潟,富山, 京都	2,337	74,784
35	山口県	1,314.2	新潟,富山, 京都	2,628	84,096
36	徳島県	1,153.7	新潟,富山, 京都,岡山	2,307	73,824
37	香川県	1,079.2	新潟,富山, 京都,岡山	2,158	69,056
38	愛媛県	1,221.8	新潟,富山, 京都,岡山	2,443	78,176
39	高知県	1,186.7	新潟,富山, 京都,岡山	2,373	75,936
40	福岡県	1,449.4	新潟,富山, 京都,岡山	2,898	92,736
41	佐賀県	1,503.0	新潟,富山, 京都,岡山	3,006	96,192
42	長崎県	1,603.3	新潟,富山, 京都,岡山	3,206	102,592
43	熊本県	1,567.8	新潟,富山, 京都,岡山	3,135	100,320
44	大分県	1,515.1	新潟,富山, 京都,岡山	3,030	96,960
45	宮崎県	1,722.1	新潟,富山, 京都,岡山	3,444	110,208
46	鹿児島県	1,769.7	新潟,富山, 京都,岡山	3,539	113,248
47	沖縄県				

「片道距離」は仙台〜県庁所在地までの J R営業距離数で、最短の路程(経由地参照)による。 この表は、競技の特殊性により自家用自動車をやむを得ず使用した場合に使用すること。

【参考資料】

一般交通機関利用補助対象額 (令和3年4月現在) 宮城県(仙台)から各都道府県(都道府県庁所在地)までの「往復料金」

(単位:円)

No.	都道府県名	一般料金	学割料金	小児料金
1	北海道	45,440	40,600	22,720
2	青森県	22,840	20,280	11,420
3				
	岩手県	13,580	12,200	6,780
4	宮城県			
5	秋田県	21,120	18,920	10,560
6	山形県	2,340	2,340	1,160
7	福島県	6,420	6,420	3,200
8	茨城県	28,860	25,780	14,420
9	栃木県	17,140	15,320	8,560
10	群馬県	28,960	26,180	14,460
11	埼玉県	21,740	19,440	10,860
12	千葉県	23,920	21,280	11,960
13	東京都	22,820	20,400	11,400
14	神奈川県	23,920	21,280	11,960
15	山梨県	28,860	25,780	14,420
16	新潟県	39,540	35,620	19,740
17	富山県	43,280	39,140	21,620
18	石川県	45,020	40,740	22,480
19	福井県	48,060	43,520	24,000
20	長野県	33,360	30,000	16,660
21	岐阜県	41,900	37,620	20,940
22	静岡県	34,000	30,560	17,000
23	愛知県	41,240	37,100	20,620
24	三重県	43,180	38,560	21,580

				(甲位・门)
No.	都道府県名	一般料金	学割料金	小児料金
25	滋賀県	45,840	41,140	22,900
26	京都府	45,440	40,820	22,700
27	大阪府	46,100	41,340	23,040
28	兵庫県	46,980	42,080	23,480
29	奈良県	46,100	41,340	23,040
30	和歌山県	48,940	43,920	24,460
31	鳥取県	55,440	49,620	27,720
32	島根県	56,900	51,000	28,440
33	岡山県	51,540	46,160	25,760
34	広島県	55,320	49,420	27,660
35	山口県	60,780	54,520	30,380
36	徳島県	55,760	49,880	27,860
37	香川県	52,620	47,020	26,300
38	愛媛県	58,300	52,160	29,120
39	高知県	57,420	51,420	28,700
40	福岡県	63,000	56,260	31,480
41	佐賀県	66,680	59,760	33,320
42	長崎県	69,960	62,600	34,960
43	熊本県	71,480	64,260	35,720
44	大分県	67,660	60,700	33,820
45	宮崎県	83,880	75,680	41,940
46	鹿児島県	78,340	70,540	39,160
47	沖縄県	134,620	134,620	67,310

※上記対象額に現地交通費として1日につき、1人1、000円を上限として加算することができる。

※47沖縄県は「航空運賃」とする。

※学割料金は、「中学生、高校生、大学生、専修・各種学校生」を対象とする。

※小児料金は、「小学生」を対象とする。但し、航空運賃は「11歳以下」を対象とする。

※片道利用の場合は、該当する料金の半額を補助対象とする。